

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 倫理懲罰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「当法人」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、当法人の目的、活動の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、またスポーツ関係者として倫理に照らして逸脱する行為を行わないよう、当法人競技関係者及び役職員の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 当法人 公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の機関及び事務局（各種の委員会を含み、加盟団体を含まない。）をいう。
- (2) いじめ 競技関係者及び当法人の役職員（以下「競技関係者等」という。）が、チーム、加盟団体又は当法人（以下「チーム等」という。）の関係者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じる場合における当該攻撃をいう。
- (3) パワー・ハラスメント チーム等において、地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は活動環境を悪化させる行為（先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含む。）をいう。
- (4) セクシャル・ハラスメント 次に掲げるものをいう。
 - イ チーム等における性的な言動に対する競技関係者等の対応により当該競技関係者等がその処遇に不利益を受けること。
 - ロ チーム等において行われる性的な言動により競技関係者等の活動環境が害されること。
 - ハ 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい等を行うこと。
- (5) つきまとい等 次のいずれかに掲げる行為をすることをいう。
 - イ つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 - ロ その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ハ 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 - ニ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - ホ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- ヘ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ト その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - チ その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- (6) ストーカー行為 同一の者に対し、つきまとい等（前項イからニまでに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

（本規程の適用範囲）

第3条 この規程は、次の者に適用する。

- (1) 競技関係者
 - イ 当法人が組織する日本代表チームの構成員（指導者、選手及びスタッフを含む。）
 - ロ 当法人の加盟団体の構成員（チーム、チームの指導者、選手及びスタッフ、審判を含む。）
- (2) 役職員
 - イ 当法人の役員
 - ロ 当法人の職員
 - ハ 当法人の委員会の構成員

（禁止事項）

第4条 次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 暴力行為、いじめ、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、差別、乱暴な言動その他の人権尊重の精神に反する言動をとること。（これらの行為を放置し、又は黙認することを含む。）
- (2) 当法人のアンチ・ドーピング規程に違反する行為を行い、これを行わせ、助長し、又は黙認すること。
- (3) 運営費、補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づかない不適切な処理や他の目的の流用や不正行為を行うこと。
- (4) 日本代表チームなど各種選考において、不透明、不公正な選考を行うこと。
- (5) 日常の行動について公私を混同し、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋強要をすること。
- (6) 内部通報者に対し不利益な取り扱いをすること。
- (7) 虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行うこと。
- (8) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で金銭の貸借などの取引を行うこと。
- (9) アメリカンフットボール公式規則に反する行為をすること。
- (10) アメリカンフットボール、チーム、加盟団体、当法人の品位、品格を著しく棄損する言動をすること。

- (11) 試合の不正操作、不正操作目的での内部情報の提供及び利用、試合に直接参加している者による当該試合の賭け行為その他の国際アメリカンフットボール連盟の不正操作防止に関する規程（” Code on the Prevention of Manipulation of Competitions”）第2条に掲げる違反行為を行うこと。
- (12) その他一般社会人としての社会規範に著しく反する行為を行うこと。

（ガイドライン）

第5条 前項の禁止事項に該当するか否かの判断は、理事会において必要に応じて別に定めるガイドラインを参考とするものとする。

（倫理委員会の設置）

第6条 この規程の実効性を確保するため、理事会の決議により、当法人内に必要に応じて倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、中立性及び専門性を考慮した上で、利害関係者を除く専務理事、理事（1名以上）、及び外部有識者（1名以上）で構成するものとし、理事会の決議に基づき会長が委嘱し、解任する。
- 3 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。
- 4 倫理委員会の解散は、理事会の決議による。

（通報及び調査）

第7条 この規程に違反する行為が発生したと疑うに足る理由があると認められる場合、会長が任命する調査担当者が事実関係の調査を行う。調査担当者の任命にあたっては、中立性及び専門性を考慮するものとする。

- 2 調査担当者は、前項の事実関係の調査を実施する権限を有する。
- 3 調査担当者は、善良な管理者の注意をもって調査すると共に、調査で収集した事実を秘密として厳正に管理・保持しなければならない。
- 4 調査担当者は、被調査者（次条で定義する。）が未成年の場合には、当該対象者が未成年者であることに鑑み、プライバシーの保護等特に留意して調査を実施するものとする。
- 5 調査担当者は、第4条第1号の禁止事項については、被害申立人の意思を確認した上で、前項の調査と同時に、当該禁止事項を行った者（当該禁止事項を行ったと疑われる者を含む。）に対して当該禁止事項を行わないよう警告し、必要に応じて指導者等の関係者に対して防止措置を要請するものとする。
- 6 前5項にかかわらず、この規程に違反する行為が内部通報規程で定める相談窓口に通報された場合、内部通報規程に基づき調査を実施する。
- 7 調査担当者は、調査結果を会長及び倫理委員会へ報告するものとする。調査担当者は、その際、被調査者のプライバシーや営業秘密に関する事項については、資料の提出を拒絶することができる。

（協力義務）

第8条 調査の対象とされた個人、チーム及び団体（以下「被調査者」という。）は、事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、調査担当者に協力しなければならない。

- 2 被調査者は、調査にあたって事実の隠匿もしくは歪曲または虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。
- 3 被調査者が正当な事由なく前項の調査に協力しなかったときには、通報された内容を事実と認めて相当な処分をすることができるものとする。

（審査）

第9条 調査の結果、違反行為があったと認められた場合、倫理委員会は、認められた事実関係を付した処分等（次条に定義する。）案を作成し、理事会に報告する。

- 2 前項の処分等案の作成にあたっては、処分対象者が未成年である場合は、当該対象者の将来を鑑み、特に適切な配慮をするものとする。
- 3 倫理委員会は、必要と認める場合、事実関係について追加の調査を行うことができる。
- 4 公正を期するため、倫理委員会は、当事者の希望に応じて弁明の機会を与え、又は聴聞を行わなければならない。この場合において、当事者の申し立ては、第1項の報告に記載しなければならない。
- 5 理事会は、第1項の処分等案を吟味した上で処分等を決定する。
- 6 理事会は、前項の処分のほか、必要に応じて是正及び再発防止のための措置を講じるものとする。
- 7 前6項の定めにかかわらず、違反行為が重大であり、迅速な処分の必要性が高いと会長が判断した場合には、第4項の処分の決定に先立ち、暫定的な処分をすることができる。会長は、かかる暫定的な処分をした場合、速やかに理事に報告するものとする。

（処分等）

第10条 当法人は、第4条の禁止事項を犯した者に対しては、その行為の重大性に応じて次に掲げる処分を行う。

- (1) 競技関係者 登録抹消、競技会等への出場及び参加資格の永久又は一定期間の停止、戒告
 - (2) 役員 解任・解職、報酬の減額、戒告
 - (3) 職員 別に定める就業規則による
 - (4) チーム等 除名、活動の永久又は一定期間の停止、戒告
- 2 前項の定めにかかわらず、役員解任・解職、報酬の減額については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款の、チーム等に対する除名、活動の永久又は一定期間の停止については、各団体の規程等の定める手続きによる。
 - 3 当法人は、第4条の禁止事項を犯した者に対して、当該禁止行為が軽微で第1項の処分には至らないと判断した場合、第1項の処分とは別に、嚴重注意、注意、けん責をすることができる。
 - 4 当法人は、当法人が行った前3項の対応（以下「処分等」という。）について、事案の軽重等に応じて、理事会の決議により公表することができる。

(処分の通告)

第11条 理事会は、被処分者及びその所属団体に対して、処分内容及びその理由を文書により通告する。

(不服申し立て)

第12条 被処分者は、処分について異議がある場合は、処分を知った日から1ヶ月以内に、会長に対し再審査を求めることができる。

2 会長は、不服の申し立てを受けた場合、第三者が参加する裁定委員会を1ヶ月以内に新たに組織して再審査を命ずる。

3 裁定委員会の委員は、理事会の決議に基づき会長が委嘱し、解任する。ただし、当該事案を審理した倫理委員会の委員ならびに利害関係者が含まれてはならない。

4 裁定委員会の構成及び運営その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

5 前4項の定めにかかわらず、被処分者のうち競技者等から公益財団法人スポーツ仲裁機構に対して仲裁申し立てがなされた場合、当該申し立ては公益財団法人スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則によって解決されるものとする。

6 前5項の定めにかかわらず、ドーピングに関する被処分者の不服申し立てについては、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会アンチ・ドーピング規程第9条に基づき、日本アンチ・ドーピング規程第13条の定めに従うものとする。

(アンチ・ドーピング規程との関係)

第13条 この規程の定めにかかわらず、第4条第2号に定める当法人のアンチ・ドーピング規程に違反する行為その他の行為に関する結果管理については、同規程の定めるところによる。

(不正操作防止違反行為に関する国際アメリカンフットボール連盟との関係)

第14条 第4条第11号に定める試合の不正操作防止に関する違反行為について、当協会と国際アメリカンフットボール連盟の管轄が競合するときは、同連盟の手続を優先する。

(委任)

第15条 本規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 (平成25年11月15日理事会決議)

この規程は、決議の日(平成29年11月25日)より施行する。

附則 (平成29年11月25日理事会決議)

この規程は、決議の日(平成29年11月25日)より施行する。

附則 （平成30年5月26日理事会決議）

この規程は、決議の日（平成30年5月26日）より施行する。

附則 （令和3年11月21日理事会決議）

この規程は、決議の日（令和3年11月21日）より施行する。

附則 （令和4年6月12日理事会決議）

この規程は、決議の日（令和4年6月12日）より施行する。